平成２６年（フ）第３０９３号
東京都世田谷区桜上水１丁目22―７
債務者　古田とき子
1　決定年月日時　平成26年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月３日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３１０２号
東京都目黒区鷹番３丁目18―20―402
債務者　石坂　淳子
1　決定年月日時　平成26年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月３日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３１０３号
東京都練馬区西大泉５丁目23―７　新富運輸内
債務者　高井　太平
1　決定年月日時　平成26年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月３日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３１０６号
東京都調布市深大寺元町４丁目４―５―304
債務者　北澤　仁美
1　決定年月日時　平成26年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月３日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３１１１号
神奈川県川崎市中原区上平間1488―１―133
債務者　細田由美子（旧姓内山）
1　決定年月日時　平成26年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月３日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３１２０号
東京都府中市美好町１丁目４―２―102
債務者　色川　明徳
1　決定年月日時　平成26年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月３日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３１２４号
東京都羽村市栄町１丁目11―５―102
債務者　大橋ひろみ（旧姓下田）
1　決定年月日時　平成26年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月３日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１４号
島根県江津市二宮町神主2230番地１
債務者　伊藤　清吾
1　決定年月日時　平成26年４月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月５日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月６日午後１時30分
松江地方裁判所浜田支部

平成２６年（フ）第９０号
静岡県藤枝市茶町４丁目９番14号　茶町ハイツ203号
債務者　大石　令子
1　決定年月日時　平成26年４月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月６日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月９日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３１２３号
東京都練馬区大泉学園町３丁目９―37―205
債務者　島田美砂子
1　決定年月日時　平成26年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１６号
栃木県栃木市箱森町33番38号
債務者　萩原　芳郎
1　決定年月日時　平成26年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月24日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２５年（フ）第６０号
愛媛県西予市宇和町瀬戸431番地　松尾ハウス103号
破産者　鈴木　光子
1　決定年月日　平成26年４月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所宇和島支部

破産手続終結

平成２５年（フ）第５４８号
東京都調布市飛田給２丁目８番地24
破産者　松尾　　学
1　決定年月日　平成26年４月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２５年（フ）第１９１号
三重県いなべ市北勢町南中津原字寺野1357番地
破産者　有限会社ＮＭテック
1　破産債権の届出期間　平成26年５月９日まで
2　一般調査期日　平成26年６月26日午後２時
平成26年４月４日
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第３７９９号
大阪府八尾市北本町１丁目５番30―310号
破産者　入山登志夫
1　破産債権の届出期間　平成26年５月12日まで
2　一般調査期日　平成26年６月12日午後３時
平成26年４月４日
大阪地方裁判所第６民事部

破産管財人選任

平成２６年（フ）第８号
宮崎県都城市上長飯町２号６番地９
破産者　崎山　　勝
先に選任した破産管財人の辞任により、以下の者を選任した。
破産管財人　弁護士　松浦　里美
平成26年４月１日　宮崎地方裁判所都城支部